

鯖江市告示第 2 号

公 告

このたび、土地改良事業（集落基盤整備事業 鯖江第 2 地区 客土）を廃止したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 5 日

鯖江市西山町 13-1

施行申請人

鯖江市長 佐々木 勝久

- 1 廃止する土地改良事業の名称
鯖江第 2 地区 客土（集落基盤整備）事業
- 2 土地改良事業の廃止の理由
計画時点と比較し事業費が高騰したことにより、地元負担の支出が困難となったため